平成２３年（フ）第７１号
川崎市宮前区野川365番地２　オークレジデンス106
債務者　加藤　美香
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
川崎市中原区下小田中３丁目７番15号　コートパストラル405
債務者　小荷田真弓（旧姓笛木）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
川崎市多摩区堰２丁目10―２　Ａ―５、住民票上の住所川崎市多摩区宿河原２丁目28番16―102号
債務者　阿部　裕文
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
川崎市幸区小倉803番地49　コモディータ新川崎102、前住所川崎市幸区小倉365番地１マイキャッスル新川崎607
債務者　小林　　護
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
川崎市高津区新作１丁目１番18号　リバティ梶ヶ谷Ⅱ302
債務者　福井　典子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
川崎市川崎区大島１丁目21番５号
債務者　尾形　由紀
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
川崎市中原区上平間684番地
債務者　高橋　美沙
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
川崎市多摩区宿河原７丁目13番２―208号
債務者　黒木　聖博
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
川崎市宮前区野川1397番地８　第１美幸荘201
債務者　長谷川雄司
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
川崎市宮前区梶ケ谷1384番地１　扶桑ハイツ宮崎台の杜107、前住所川崎市宮前区野川3028番地１　ビクトリアヴェール鷺沼206
債務者　村中　　弘
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
川崎市宮前区梶ケ谷1384番地１　扶桑ハイツ宮崎台の杜107、前住所川崎市宮前区野川3028番地１　ビクトリアヴェール鷺沼206
債務者　村中ゆり子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
川崎市中原区今井仲町245番地８　フォーシーズンハウス203
債務者　香野　仁益
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
川崎市多摩区登戸185番地　マルヨマンションⅡ203、前住所川崎市多摩区生田３丁目14番７号
債務者　坪井　一雄
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
川崎市多摩区登戸185番地　マルヨマンションⅡ203、前住所川崎市多摩区生田３丁目14番７号
債務者　坪井ヴァージニアこと　ＴＳＵＢＯＩ　ＶＩＲＧＩＮＩＡ　ＢＡＳＩＨＡＮ
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係